

平成29年12月14日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

平成29年12月14日（木曜日）午前10時開会

出席委員（6名）

委員長	西村勝男君		
副委員長	土見大介君		
委員	浅野敏江君	阿部かほる君	
	菊地進君	小高洋君	

出席議長団（2名）

議長	香取嗣雄君
副議長	伊藤博章君

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
健康福祉部長	阿部徳和君	市立病院事務部長 兼医事課長	荒井敏明君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	小林正人君	健康福祉部 子育て支援課長	小倉知美君
健康福祉部 長寿社会課長	鈴木宏徳君	健康福祉部 保険年金課長	志野英朗君

事務局出席職員氏名

事務局長	鈴木康則君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一君
議事調査係主査	平山竜太君	議事調査係主事	片山太郎君

会議に付した事件

議案第 67 号 塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第 70 号 平成 29 年度塩竈市一般会計補正予算

議案第 75 号 平成 29 年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算

議案第 79 号 塩竈市障害児通園事業施設の指定管理者の指定について

請願第 5 号 国保財政調整基金を使って、国民健康保険税の大幅引き下げの決議を求める請願

午前10時00分 開会

○西村委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。また、撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いいたします。

本日の審査の議題は、議案第67号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、議案第70号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第75号「平成29年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」、議案第79号「塩竈市障害児通園事業施設の指定管理者の指定について」、並びに閉会中の継続審査となっております請願第5号「国保財政調整基金を使って、国民健康保険税の大幅引き下げの決議を求める請願」の5件であります。

これより議事に入ります。

議案第67号、第70号、第75号、第79号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 民生常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、御礼を申し上げます。

本日の委員会で審査をいただきます案件でございますが、塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例など計4議案でございます。各号議案につきましては、この後それぞれ担当課長からご説明をいたさせますので、よろしくお聞き取りをいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

私からは、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。それでは当局より説明をお願いします。志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 おはようございます。

保険年金課からは、保険年金課で所管しております議案第67号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましてご説明いたします。

まずは、資料番号1の市議会定例会議案と資料番号6、市議会定例会議案資料のほうをご用意いたします。

初めに、資料番号1、市議会定例会議案の8ページをお開きください。

その中段一番下の段のほうに、提案の理由といたしましては、国民健康保険税の医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の税率などを引き下げるため所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、改正内容についてでございますが、資料番号6番の議案資料14ページをお開きください。

まず、目的といたしましては、今、資料番号1で申し上げましたとおり、国民健康保険税の医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の税率などを引き下げるため所要の改正を行おうとするものでございます。

2の改正内容といたしましては、平均改定率で、マイナス11.04%、1世帯当たりの平均改定額といたしましては、年額に換算しまして1万4,645円の引き下げとするものでございます。

次に、各区分ごとの改定内容といたしましては、税率などの改定内容の表をごらんください。

改定点といたしましては医療給付費分の所得割を0.8ポイント引き下げて6.4%に、均等割を900円引き下げて2万3,100円に、平等割を5,700円引き下げて、1万8,300円にそれぞれ改定します。

次に、後期高齢者支援金分の所得割を0.35ポイント引き下げて2.6%に、均等割を600円引き下げて9,000円に、平等割を1,300円引き下げて7,500円にそれぞれ改定いたします。

次に、介護納付金分の所得割を0.2ポイント引き下げて2.0%に、均等割を200円引き下げて9,000円に、平等割を1,800円引き下げて5,400円にそれぞれ改定いたします。

均等割と平等割に係る軽減の表につきましては、低所得者に対する7割、5割、2割の軽減適用値の税額を記載しております。なお、平等割につきましては、特定世帯及び特定継続世帯、説明については16ページに記載しておりますが、その世帯内での後期高齢者などに移行して国民健康保険の被保険者が1名になった世帯を指しますけれども、こちらの特定世帯及び特定継続世帯における税額もあわせて記載しております。

次に、15ページをお開き願います。

3番目の施行日等につきましては、平成30年4月1日とし、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用いたします。

その下、参考といたしまして、今回の税額改定における各区分の現行と改定後の税額などの表を15ページ下段から16ページにかけて記載しております。

続いて、16ページのほうをお開きください。

4番目の国民健康保険事業特別会計の収支見通しについてです。

全額改定をした場合における平成34年度末までの国民健康保険事業特別会計の収支見通しを記載しております。表の上段に歳入、中段に歳出、下段に財政調整基金の残高を記載してお

ります。

今回の税額改定では、平成30年度からの国保都道府県単位化に伴います納付金の水準や財政調整基金の市町村継続保有が明確となったことを踏まえ、次に述べます2点を基本として提案させていただいております。

まず、1点目でございますが、収支見通し期間は5年として算定いたしまして、今回の税率の適用期間につきましては、まずは平成30年度から3カ年を想定しております。

次に、2点目といたしまして、改定に当たり基金を活用する規模といたしまして、算定期間の5年目の平成34年度末における実質基金残額を本市国庫事業財政規模から算出した必要最小限度の基金保有額である3億円程度となる水準とする点の2点でございます。一応基本として提案させていただき、収支見通し上の最終年度であります平成34年度末の基金残高として3億2,700万円を確保しております。

続いて、17ページをごらんください。

税額改定後のモデルケースといたしまして、7つの課税モデルを記載しております。

また、次のページをお開きいただきたいんですが、18ページになりますが、国民健康保険事業場合、単身世帯が多いことから、こちらの単身世帯としてのモデルケース7つを掲載しております。なお、8ページから13ページには新旧対照表を記載しておりますので、ご参照ください。

議案第67号についての説明は以上となります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 それでは生活福祉課のほうから議案第70号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、生活福祉課所管分についてご説明いたします。大変恐縮ですが、資料番号4番と資料番号5番、資料番号6番の議案資料をご用意いたします。

まず説明の都合上、資料番号6の議案資料から、歳出の主な事業内容についてご説明させていただきます。議案資料No.6の56ページをお開き願います。

こちらは、障がい者自立支援電算システムの改修につきまして、その内容をご説明いたします。

1の概要でございますが、日本年金機構等で、社会保障税番号制度における情報連携と障害

者総合支援法の改正等に対応するため、障がい者自立支援電算システムの改修を行うものでございます。

2のシステムの改修の内容につきましては、以下3項目ですが、(1)では平成30年7月に開始が予定されております日本年金機構等との情報連携を行うため、(2)では平成30年4月の障害者総合支援法の改正によりまして、電算システムを適用するためでございます。

(3)の平成30年度障害者福祉サービス等報酬改定の対応という3点でございます。

3の事業費及び財源の内訳としましては、事業費736万8,000円のうち、財源としまして、上記(2)(3)に該当いたします地域生活支援事業費425万円のうち、国が2分の1の補助となります212万5,000円となりまして、残りが一般財源となるものでございます。

スケジュールにつきましては、今回お認めいただきましたら、来年1月に契約締結を行いまして、3月に改修業務を完了する予定となっております。

次に、57ページをお開き願います。

障害児通所給付費につきまして、その内容についてご説明いたします。

1の概要でございますが、身体や知的等に障がいのある児童等が利用する障害児相談支援事業所等の各種福祉サービスの利用児童数の増加が見込まれますことから、増額分について補正計上を行うものです。

2の福祉サービスの内容につきましては、今回補正計上する福祉サービスにつきましては、以下の3つの事業となります。(1)としまして児童発達支援、(2)としまして保育所等訪問支援、(3)としまして障害児相談支援となっております。

3の今年度の利用状況につきましては、表記載のとおり見込み数が年度当初を上回り、今回補正計上をさせていただく内容となっております。

4の事業費及び財源内訳につきましては、事業費741万7,000円のうち、財源としまして、国が2分の1の370万8,000円、県が4分の1の185万4,000円の補助となり、残りが一般財源となるものでございます。

次に、58ページをお開き願います。

こちらは、東日本大震災災害義援金につきまして、その内容をご説明いたします。

1の概要でございますが、東日本大震災で被災した世帯に対しまして、宮城県災害義援金配分委員会が示された基準及び本市の災害義援金配分委員会の審議結果に基づきまして、第9次の義援金受付団体分及び第8次の宮城県災害対策本部分の災害義援金を支給するものでござ

ございます。また、あわせて義援金が未支給分であった被災世帯が今回申請したことに伴いまして、今回支給するものでございます。

2の配分基準及び未支給者支給額でございますが、上段の①の表は今回配分決定されました義援金受付団体分と宮城県災害対策本部分でございます。支給額の合計は、表の一番右の列一番下に記載のとおり1,972万1,000円となります。下段の②の表につきましては、義援金未支給分でございます。これは、今年度に入りまして、新たに義援金未支給者が新たに申請を行ったもので、被害区分で全壊ですと上段から義援金受付分、宮城県災害対策本部分、塩竈市見舞金につきましては、2名の方が申請をいただいたものでございます。支給額の合計は、表の一番右の列の一番下に記載のとおり1,154万円となっております。

3の事業費及び財源内訳につきましては、事業費3,126万1,000円となりまして、財源としまして、その他、一般寄附金及びふるさとしおがま復興基金の繰入金となっております。

4番になりますが、これまでの東日本大震災災害義援金配分金についての一覧となります。例を挙げますと、死亡者・行方不明者の場合は、表右側の列、配分額合計122万円、64名の方が配分されております。この表につきましては、後ほどご参照いただければと思っております。

以上、今回補正する主な案件についてご説明いたしました。

次に、補正予算の内訳についてご説明申し上げます。大変恐縮ではございますが、資料番号5番の補正予算資料をご用意いたします。

11ページ、12ページ目をお開き願います。

説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。

第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費第19節負担金補助及び交付金の1億950万6,000円の減額補正となります。内訳につきましては、説明欄に記載のとおり、津波被災住宅再建支援補助金の9,950万6,000円の減。災害公営住宅等入居移転費支援金を1,000万円の減とするものでございます。震災から6年が過ぎ、当初の見込みから大幅に下回る見込みとなりますことから減額補正を行うものでございます。

次に第8目障害者総合支援費第13節委託費736万8,000円を計上しております。事業内容につきましては、先ほどご説明したとおりでございますが、福祉サービス費311万8,000円、地域生活支援事業費425万円を計上するものでございます。

次に、第12目障害児施設給付費第20節扶助費741万7,000円を計上しております。こちらも、

先ほどご説明いたしました但、障がい児が利用する通所施設等の利用が増加したため、増額補正を行うものでございます。内訳につきましては、児童発達支援として511万3,000円、障害児相談支援として195万5,000円、保育所等訪問支援として34万9,000円を計上するものでございます。

続きまして、第4項災害救助費第1目災害救助費第20節扶助費として3,126万1,000円の増額計上しております。これにつきましても、先ほどご説明した内容でございますが、内訳としまして、災害見舞金75万円、東日本大震災災害義援金2,726万5,000円、東日本大震災災害義援金、宮城県配分分としまして324万6,000円を計上するものでございます。

次に、第21節貸付金2,530万円を減額補正するものでございます。これにつきましては、震災から6年が過ぎ、被災者の自立再建が進んだことにより、災害援護資金貸付金の借入数被災者が、当初の見込みから減少したことによる減額補正をするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、同じ資料の3ページ目、4ページ目をお開き願います。

第14款国庫支出金第1項国庫負担金第1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金のうち、障害児通所給付費370万8,000円を計上するものです。これは、先ほどご説明いたしました障害児施設給付費の増額に伴い、負担割合の2分の1を計上するものでございます。

次に、第2項国庫補助金第2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金のうち、212万5,000円を地域生活支援事業費として計上しております。これも先ほどご説明したとおり、電算改修費のうち障害者総合支援法の改正に伴うシステム改修費425万円の2分の1を国から補助金として計上するものでございます。

次に、下段の表になりますが、第15款県支出金第1項県負担金第1目民生費県負担金第1節社会福祉費補助金185万4,000円の補正でございます。こちらにつきましては、こちら先ほどご説明いたしました但、障害児施設給付費の増額に伴い負担金の4分の1を計上するものでございます。

次に、第17款寄附金第1項寄附金第1目一般寄附金第1節一般寄附金のうち、災害援助金として3,088万6,000円を補正を行っております。これにつきましても、東日本大震災災害義援金の歳入として計上したものでございます。

次に、5ページ目、6ページ目をお開き願います。

第18款繰入金の1項基金繰入金第7目ふるさとしおがま復興基金繰入金第1節ふるさとしお

がま復興基金繰入金のうち、災害救助金として37万5,000円を計上しております。これは、歳出での災害見舞金75万円の2分の1を歳入として計上したものでございます。

次に、7ページ目、8ページ目をお開き願います。

第21款市債第1項市債第2目民生債第1節災害援護資金貸付金の2,530万円減額を補正しております。これは、歳出での災害援護貸付金の減額補正に合わせたもので、同額の減額補正となっております。

大変恐縮ですが、資料番号4の補正予算資料をご用意願います。資料番号4の4ページ目をお開き願います。

最下段の第3表、地方債補正の2の変更でございます。こちらにつきましては、災害援護資金貸付金の限度額を補正前の3,600万円から1,070万円に2,530万円を減額、限度額の補正を行うものでございます。歳出の災害援護貸付金の減額補正に合わせ変更する内容となっております。

生活福祉課からの説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 それでは、子育て支援課から議案第70号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、子育て支援課にかかわる部分をご説明いたします。

議案資料のNo.5をご用意願います。最初に9ページ、10ページをお開き願います。

説明の関係上、歳出予算からご説明いたします。

第2款総務費第1項総務管理費第12目諸費の第23節償還金利子及び割引料として、954万9,000円を計上しております。これは、右端の事業内訳欄に記載のとおり、国庫補助金と返還金費であります。平成28年度の事業で概算交付を受けていた国庫補助金と県補助金において、事業費が確定したことに伴いまして返還金が生じるため、増額補正をしようとするものです。

今回、返還金が生じた事業の内訳ではありますが、まず、国庫補助事業については、子ども・子育て支援交付金が455万7,000円、児童虐待・DV対策等総合支援事業費が2万1,000円、高等職業訓練促進給付金等事業が41万2,000円となり、国庫補助金の返還額は合計で499万円となります。また、県補助事業については、子ども・子育て支援交付金が455万7,000円、宮城県施設型給付費等補助金が139万6,000円となり、県補助金の返還額は合計で455万9,000円となります。

続きまして、同じ資料の17ページ、18ページをお開き願います。

第10款教育費第1項教育総務費第2目事務局費の第19節負担金補助及び交付金として、636万3,000円を計上しております。これは、事業内訳欄に記載のとおり、私立幼稚園就園奨励事業費であります。この事業では、私立幼稚園に就園している子供の保護者の経済的負担の軽減と幼稚園教育の普及、啓発充実を図るため、幼稚園が入園料、保育料を減免した場合、市が幼稚園に対し減免額分を補助する負担軽減措置を行っているものです。今回対象となる園児の数が当初見込みよりも44名ふえる見込みとなったため、また非課税となる世帯及び市民税所得割額が7万7,110円以下の世帯の一部について、補助限度額の改正を行うことに伴いまして増額補正をするものでございます。

次に、補正予算の歳入予算についてご説明いたします。

同じ資料No. 5の3ページ、4ページをお開き願います。

第14款国庫支出金第2項国庫補助金第5目教育費国庫補助金の第3節幼稚園費補助金であります。私立幼稚園就園奨励費として186万2,000円を増額補正しようとするものです。これは、先ほどご説明しました私立幼稚園就園奨励事業費の増額636万3,000円に対応するものですが、国の補助率が3分の1となっているところ、例年国庫補助金の額が圧縮されていることから、今回の補正予算においては87.8%の圧縮を見込んでの計上となっております。

子育て支援課からは以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○西村委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長 鈴木長寿社会課長 続きまして、一般会計補正予算中、長寿社会課に係る補正の内容をご説明させていただきます。

まず初めに、増額補正の内容を説明させていただきますので、恐れ入りますが、資料番号6議案資料のご用意をお願いいたします。

資料No. 6の55ページをお開きをお願いいたします。

地域介護・福祉空間整備等施設整備事業の実施についてでございます。

1の事業内容ですが、高齢者施設等に対しましてスプリンクラー設備等の整備を行う介護サービス事業者を支援するものでございます。

2番の事業内容でございます。既存施設のスプリンクラー設備等の整備費用につきまして、小規模多機能型の居宅介護事業所1事業者の申請がありまして、補助対象額及び補助金額とも517万8,000円でございます。補助率は10分の10となっております。

今回の整備によりまして、本市の認知症グループホームや小規模多機能型の居宅介護事業所につきましては、スプリンクラーの整備が全て完了いたします。

事業費及び財源内訳は、本市の補助金額としまして事業費が517万8,000円、この全額が国の補助金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の対象となるものでございます。

スケジュールにつきましては、今後記載のとおり、スプリンクラーの整備に伴いまして、補助金交付事業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、お手元の資料番号5補正予算説明書のご用意をお願いいたします。

資料番号5の11ページ、12ページをお開きをお願いいたします。

初めに、歳出から説明させていただきます。

第3款民生費第1項社会福祉費第3目老人福祉費第19節の負担金補助及び交付金の1億3,666万1,000円の減額でございますが、内訳につきましては説明に記載の、まずは、ただいま説明させていただきました地域介護・福祉空間整備補助金の増額分517万8,000円でございます。

続きまして、その下の欄でございますが、地域医療介護総合確保事業補助金の減額1億4,183万9,000円、こちらにつきましては、地域密着型介護施設の整備に対する補助金でございますが、今年度地域密着型特別養護老人ホームについて、整備する事業者を昨年度に引き続き再度募集したところ、応募がなかったため減額をさせていただくものでございます。今後は、引き続き、そのあり方を含めて検討させていただきたいと考えてございます。

次に、その下の欄でございますが、第5目介護保険費第28節繰出金985万7,000円の減額につきましては、介護保険事業特別会計の介護保険勘定におきまして、平成30年度の制度改正に向けたシステム改修について、今年度の所用額から国庫補助金の金額の見通しがついたことに伴いまして、特別会計への繰出金を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明させていただきますので、同じ資料の3ページ、4ページをお開きをお願いいたします。

第14款国庫支出金第2項国庫補助金第2目民生費国庫補助金第1節社会福祉費補助金につきまして、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金517万8,000円は、先ほど説明させていただきました高齢者福祉施設の整備に対する国庫補助金で、本市補助金の支出額全額が対象となるものでございます。

次に、その下の表になりますが、第15款県支出金第2項県補助金第2目民生費県補助金第1

節社会福祉費補助金 1億4,183万9,000円の減額は、先ほど説明させていただきました地域密着型介護施設の整備に対する補助金の減額に伴うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○西村委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 私からは、議案第70号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、保険年金課所管の後期高齢者医療関係の予算についてご説明させていただきます。

資料番号5番の平成29年塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書の11ページ、12ページをお開きください。

歳出予算第3款民生費第1項社会福祉費第10目後期高齢者医療費として後期高齢者医療保険の免除延長市町村特別負担金として599万7,000円を増額し、総額を6億2,654万2,000円とするものです。本件につきましては、平成27年度まで実施しておりました震災被災者に対しまず後期高齢者医療の医療機関における窓口負担の免除にかかった費用につきまして、宮城県後期高齢者医療広域連合から請求がありました平成27年度分、平成28年1月から3月分に係る市町村負担分の計上をするものでございます。

私からの説明は以上となります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○西村委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 続きまして、議案第75号「平成29年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」についてご説明させていただきます。

まず、資料No.5補正予算説明書の60ページ、61ページをお開きをお願いいたします。

こちら総括表のとおり、歳入歳出それぞれに887万7,000円を減額補正し、総額を53億6,699万8,000円とするものでございます。

それでは、説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。

同じ資料の64ページ、65ページをお開きをお願いいたします。

第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費の補正額887万7,000円の減額につきましては、平成30年度の介護保険の制度改正に向けましたシステム改修につきまして、新たに国庫補助金を対象とされたことに伴いまして、事業の実施時期と予算計上内容に整理を行うものでございます。

システム改修経費としまして、今年度当初予算に計上していましたが、1,393万2,000円でしたが、今年度中に行うシステム改修は平成30年4月制度改正分と整理をさせていた

だき、平成30年の8月分の制度改正分につきましては、国庫補助金の関係から、来年度に改修を行おうとされ、予算につきましても来年度につけかえることが必要となったため、その該当分を今回減額をするものでございます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。

ページを戻っていただきまして、62ページ、63ページをお開きをお願いいたします。

第3款国庫支出金第2項国庫補助金第4目介護保険事業補助金の補正額98万円につきましては、平成30年4月の制度改正に向けて今年度中に行うシステム改修費用に対しまして定額の国庫補助金が当たるものでございます。

次に、第7款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金の補正額985万7,000円の減額は、今年度の介護保険システム改修費用及び国庫補助金の見通しがついたことに伴い減額補正するものでございます。

介護保険事業特別会計につきましては以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 それでは、生活福祉課から、議案第79号「塩竈市障害児通園事業施設の指定管理者の指定について」ご説明をさせていただきます。

大変恐縮ですが、資料番号1の定例会議案と資料番号6の議案資料をご用意いたします。

まず初めに、資料番号1の定例会議案の22ページをお開き願います。

塩竈市障害児通園事業施設であります塩竈市ひまわり園を平成30年度4月1日から平成33年3月31日までの指定管理の候補を行い、指定管理者候補者として選定されました認定NPO法人さわおとの森の指定管理の議決をいただくものでございます。

続きまして、資料番号6議案資料69ページをお開き願います。

それでは、塩竈市障害児通園事業施設指定管理者候補者の概要についてご説明いたします。

1の団体名は、認定NPO法人さわおとの森でございます。

2の所在地は利府町でございます。

3の役員につきましては、理事長を初め計20名で、4の法人職員は80名でございます。

5の設立目的につきましては、多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重し創意工夫することにより、利用者が自立した生活を地域生活において営むことができるよう支援するという目的でございます。

6の主な事業内容としましては、(1)としまして、障害者・障害児に対しての各種福祉サービスの事業、(2)といたしまして、障害者・障害児の家族等の支援を行う事業となっております。

7の法人の主な経過としましては、平成17年10月に特定非営利活動法人さわおとの森として設立されております。平成20年10月に指定管理者として塩竈市ひまわり園の指定管理を開始したところでございます。平成25年4月に第2期の指定管理を引き続き行ったところでございます。平成25年7月に認定NPO法人として県で2番目として認定されたところでございます。

8の平成28年度の財務状況や9の主な事業な事業内容については記載のとおりとなっております。

続きまして、70ページ目をお開き願います。

それでは、審査結果についてご説明申し上げます。

1の経過ですが、平成29年11月1日から募集要項の公開、配布を行い、募集を開始し、14日に認定NPO法人さわおとの森から申請書を受理したところでございます。その後、第1回選定委員会を経て22日に公開プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、その後第2回選定委員会を開催し、審査の結果、認定NPO法人さわおとの森を指定管理者候補者として選定させていただいたところでございます。

2の審査の概要でございますが、指定管理者候補者から選定するため、庁内外5名で組織されました選定委員会におきまして応募書類、事業者からの提案内容説明、質疑等の結果を踏まえ、第2回選定委員会で審査を行ったところです。審査は、審査基準項目14項目を5段階で評価することにより行われ、合計100点満点で平均70点を指定管理者候補者として選定基準といたしました。

3の審査結果ですが、審査の結果、選定基準である平均70点を超えます83点を獲得しました認定NPO法人さわおとの森を指定管理者候補者として選定しております。

4の評価の根拠ですが、①としまして、認定NPO法人さわおとの森につきましては、平成20年10月からひまわり園指定管理者としての指定管理を行っており、今後も法人の独自事業の提案がされておまして、利用者のニーズに対応したサービス提供が期待できること。②としまして、障がい児の発達支援を行うために、障がい児及び家族等へのきめ細かな支援が提案され、障がい児への総合的な療育支援が期待できること。③の運営状況につきましては、

利府町内の児童通所サービス事業所を初め利用者が増加傾向であり、安定した経営が期待できること。④としまして、保育士、看護師等の有資格者を確保しており、職員教育等も実施されており、事業計画にあった計画を安定的に行う人的能力を有していることなどが評価されております。なお、次の71ページ目以降、71ページには各審査基準項目として評価点数を、72ページ目から90ページ目につきましては募集要項等を記載しておりますので、ご参照をよろしく申し上げます。

議案第79号につきましては以上となります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○西村委員長 ご説明ありがとうございました。

それではこれより質疑を行います。各委員よりご発言をお願いいたします。どうぞ、何かご発言ありましたら。土見委員。

○土見委員 ご説明ありがとうございます。私のほうから何点か質疑させていただきたいと思えます。

まず最初に、国民健康保険の話、資料No.6の16ページから質問させていただきたいんですけども、ここの16ページの下段に今後の5年間の見通しとして平成34年までの見通しが書かれております。見通しとしては5年間で、とりあえずの税率としては3年間ということでお話をお伺いしましたが、これで見ると、5年間たった平成34年には基金残高が確保しておくべき額である3億円に近い額にすり合わせてあるというふうなご説明をいただいたかと思うんですけども、ここで、この見通しのおりに行くと考えた場合に、この基金残高を3億円にすり合わせていく期間を5年というふうに見定めた根拠というのはあるんでしょうか。

○西村委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 基金を3億円にする基準というか、根拠についてというお話というふうにいただいております。まず、その期間についてですが、3年もしくは5年という見方も可能かと思えます。例えば3年後に3億円程度という見方も可能かとは思いますが、いろいろ試算している中で、例えば3年後に3億円という形での減税も理論上は可能ではありますが、その3年後以降、基金のほうの額が急激に、例えば年額2億円、3億円という形で減額していきますので、4年目、5年目以降には基金が枯渇すると。枯渇した場合には、引き続き今までどおり市町村が賦課権を持っていますので、足りなくなった分は増税という対応をせざるを得ないと。でき得れば、私どもとしましては、当初ぐらいまでは見通

せないにしても、5年後までにはソフトランディングといたしますか、軟着陸をする方向性に持っていくという期間であれば、3年よりはまず5年。5年目のときに基金の最低保有金額とされます本市の規模としては3億円ということで、その件で設定させていただいたという経緯がございます。よろしくお願いたします。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。社会情勢、いろいろ変わっていくので、このとおりに行くかどうかというのは疑問というか、なかなか予測はつきづらいところであると思うんですけども、これでいくと、このとおりに行くと考えた場合、3年後などで見直しのときに、少し増税しなきゃいけないのかなというふうに考えております。もちろん、時の情勢に合わせて税率を変えていくということには異論はないんですけども、極力その手間がないほうがいいのかなというのも正直感覚として思っております、この5年基金残高の見通しを見ると、必ず、この予定でいえば、5年後、それ以降には枯渇してしまうということがあって、ちょっと急なランディングの仕方なのかなと正直私としては思っていたので質問させていただきました。

続きまして、同じく資料No.6の57ページ、障害児通所給付費についてお伺いたします。

今回、児童数ですね、支援の数の見通しというところが予算よりも当初の見込みよりも大分増加しているというふうなことが書かれているんですけども、今後として、塩竈市としては、障がい児に向けた給付費というには、どういうふうに推移していくというふうに考えているのか、ちょっとその部分をお伺いしたいなと思っておりました。

その理由としましては、子供の人口というのはどんどん減っていることはあるんですけども、医療の普及もあって、いわゆる障がい児といわれる方々の割合というのはどんどんふえているという状況があります。また、別の分野になるんですけども、高齢者の方々の数というのも少なくとも2040年ごろまでは増加していくだろうということもあって、今後、子供とか高齢者に係る費用というのは、増加していく傾向にあるのかなというふうな考えがあるので、そういう今後の見通しをどう考えているのか。今回は市の負担としては185万円という、予算から見れば小さい額かもしれないですけども、同様のものが積もればそれなりに大きな負担となると思いますので、その点について見通しのほうをお願いいたします。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 障がい者の通所給付費に係る部分で、

今後の見通しといった内容のご質問をいただきました。

まず、これまでの経過、あるいは今後の見通しなんですが、ちょうど今、障害児福祉計画というものをつくっております。これは、国のほうから新たにつくるようにということで、3年計画で平成30年度からつくっております。細かくは、結果的には出ていないところなんですけど、核の部分だけは分かりますのでご報告させていただきますと、例えば、こちらのほうに①として記載しております児童発達支援関係、今、発達障害関係が随分出ているところなんですけど、平成27年度平均なんですけど、利用している方が13名おりました。それが平成29年度では21人となる見込みで、大体ほぼ倍とまではいかないんですけど、1.5倍近くふえているといった状況でございます。もちろん、それに合わせて利用日数も伸びて、給付費も伸びているといった状況となっております。

あと、今後の見通しなんですが、これもやっぱり、今後の発達障害の関係の方はふえていくのではないかというふうな見込みを立てておまして、それについては、詳しくは今後立ていく障害児福祉計画、こちらの中に具体的な姿、あるいは今後の見込みというのをお示しする予定でございますので、よろしくお願ひします。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。計画を立てていく中で、もちろん予算というものもしっかり充てていかなきゃいけないものだと思いますので、予測をしっかり立てて予算の確保のほうをお願いいたします。

最後に、ひまわり園の指定管理についてお伺いさせていただきます。

同じく資料No.6の69ページから質問させていただきたいと思います。

今回、第3期目の指定管理ということで、同じくさわおとの森が候補者として上がっているということなんですけれども、過去2回の指定管理を踏まえた上での施設の指定管理の改善点といいますか、こういう点に新しく3期目としては気をつけてほしい、こういうところを重点的にやってほしいというものというのはあるのでしょうか。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 今回3期目といった内容というふうになっているところでございますが、これまでも特にひまわり園、今回のプロポーザル指定、利府支援学校の先生とか、そういった形でいろんなご意見をいただいたところなんですけど、ひまわり園、看護師が職員8名で配置しているんですけど、看護師が朝から晩までいるという

ことで、結構この辺の付近では非常に珍しいというか、重度の障がい児の方を預かっていただけの施設として、結構、利府支援のほうも非常に高い評価をいただいております、こういった職員の体制、あるいはそういった運営体制も含めて土曜日開所という、特に提案されている内容としましてはそういった内容ですので、今後も引き続きやっていただければという形で考えているような状況です。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。あとちょっと、資料の内容なので、私の勘違いだったら申しわけないんですけども、72ページのほうで定員が15名と書いてあるんですが、次の73ページのほうで、今の運営状況というところを見ると、10名ずつとなっているんですけど、これは、今後新しく、新しい指定管理の中で増員したというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 定員の話になりますと、実は、障害児給付事業として、こちらのほうの定員は基本的には10名というふうになっております。ただ、うまく運用の中でできる限り預かっていただくということで、最大15名まで何とか調整していきながらやっていただきたいというお話をさせていただいておりますので、そのあたりはぎりぎりの。多くなりすぎますと今度逆に減産という形で、収益が減るという話もちよっと聞いておりますので、その辺、減産にならない程度で何とか定員を多目にということをお願いしているような内容でございます。以上です。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。今後の利用される方々の増加等も踏まえて、もちろん減産というのものもあるのかもしれないんですけども、適切な運用、定員数というものを確保していただけたらと思います。

本当に最後なんですけれども、同じ内容の中で、前回も多分協議会の資料の中でもいただいていたんですけども、医療的ケアの必要な児童たちへの、このひまわり園でもいいんですが、塩竈市としての対応というのは、現状どうなっているのかということと、あとは、今回新しくプロポーザル、さわおとの森のほうからプレゼンテーションがあったと思うんですけども、前回の児童福祉法の改正も踏まえて、この医療的ケア児に対するサポートもその中に盛り込まれていたのかどうか。その2点についてお願いいたします。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 障がい児の医療的ケアというご質問をいただきました。本市の考え方ということなんですが、先ほどもご説明したんですが、今、計画策定中でして、その中に障がい児の医療ケアが必要な方への対応策を考えていきなさいといった形でうたっておりまして、それにつきましては、こちらの施設もそうなんですが結構潜在的におりまして、その方につきましては、各施設、こちらのひまわり園も含めて、あと利府のほうに新たな拠点施設といった部分もできていますので、その辺と調整していきながら拡大していくような形で検討しているような状況です。あと、細かくは障害児福祉計画を今立てていますので、その中で、今後の塩竈市のあり方等も含めまして検討していきたいというふうに考えております。

あと、こちらひまわり園でも、今後も引き続き多くの方が、医療ケアが必要な方は預かっていただけるような形でお願いしているところでございます。

○西村委員長 ありがとうございます。阿部かほる委員。

○阿部委員 それでは質問させていただきます。資料No.6の56ページ、障がい者自立支援電算システムの改修についてというところで、これは、障がい者の自立支援電算システムというものが変わることによる費用だと思えますのでいいんですが、そのちょうど2番目の障害者総合支援法の改正の対応というところで、主な改正内容ということで、このシステムパッケージを適用することによってこういった改正内容というのが生まれてくるのかということなんですが、重度の訪問介護の訪問先の拡大となっていますけれども、もしかして、この重度の訪問介護の方たちで、まだそういった浮かび上がってこない方たちというのはいらっしゃるのでしょうか。ちょっとお答え願います。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 はい、こちら既成の障害者総合支援法の改正ということで、平成30年4月1日から見込まれております。細かい内容につきましては、今、国のほうでも最終的に案は決まっていらないんですが、大体たたき台としまして、こちらの3項目改正する内容が主な内容なんですが、このほかにもいろんな形で行われているような内容です。その中の①の重度訪問介護訪問先の拡大ということで、これまで、限られておった訪問先なんですが、もっとさらに、例えば、たしか学校とか、あるいはそういった施設とか、そういったところにも訪問できて調整できるような形にも拡大を国のほうでは考

えているといった内容となっております。以上です。

○西村委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

それでは、次に、同じく58ページ、東日本大震災災害義援金についてちょっとお尋ねしたいと思います。配分基準及び未支給者支援額というところで、②の義援金未支給者となっていますけれども、件数としては全壊が2件、大規模半壊が5件、津波以外の大規模半壊2件となっていますけれども、もう6年10カ月たっておりますけれども、こういった支給されてない方というのはまだいらっしゃるのでしょうか。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 義援金の件でご質問いただきました。未支給の方がいらっしゃるのかといったご質問です。ことし、今年度になりまして、実は基礎支援金の部分が来年の4月末を持って終了する予定でございます。それにあわせて、本市のほうで、こういった基礎支援金をもらっていない方がいるかどうか含めて、ちょっともう一度洗い直したところでございます。その中で、こういった今回申請がされた方が発生したという内容で、今のところ、この方以外はいないというふうには認識はしております。うちのほうの現在ではもういないのかなというふうには認識しております。以上です。

○西村委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 ありがとうございます。市のほうでそういった対応をとっていただきましてありがとうございます。一応、認定というのがありますので、恐らく台帳を見ればその方たちが申請されているかどうかというのはチェックできると思います。ご配慮ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

それでは、もう一点お伺いいたします。資料No.5の12ページ、ここで老人福祉費というところで、第3目ですね、先ほどお話をいただいたんですが、もうちょっとお聞きしたいと思います。地域医療介護総合確保事業補助金というところで、1億4,183万9,000円が減額となっておりますけれども、これが、応募がなかったためということなんですが、その辺のもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○西村委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 地域医療介護総合確保事業の関係で説明をさせていただきます。

こちらの事業でございますが、第6期の介護保険事業計画の中で、平成28年度、昨年度から

取り組んでおりました、昨年度のときには3つの事業を募集をさせていただきました。その中で、まず今回減額をさせていただきます分になったものですが、地域密着型の特別養護老人ホーム、それからもう一つとしましては、認知症の高齢者の方のグループホーム、それから、定期巡回・随時対応型の訪問介護看護というものを昨年度は募集をさせていただき、その中で、認知症のグループホームにつきましては、事業者選定をしまして今年10月に開園をしたところでございます。あとは定期巡回・随時対応型訪問介護看護というものにつきましても、事業者決定をしまして平成29年3月に事業開始をしている状況でございます。そのような中で、昨年から特別養護老人ホームの部分が、昨年2度募集をさせていただきましたが応募がない状況がございました。当初は29人の施設としてということで、その後募集定員を少し緩和しながらというようなことに対応しながら、今年度3月から募集を再再度といえますか、させていただいたところでございますが、応募がなくという状況がございました。こちらは、地域密着型の特別養護老人ホームは29人以下が市町村の地域密着型ということで、なかなかこの自治体でも募集してもなかなか応募が少なくというようなことで苦労されているところがあるようでございます。昨年ですと、9つの県内で募集があったところで、3つほどの応募というような状況で、その要因としましては、なかなか規模的に経営上が困難であることや、あとは、職員の方の確保に苦慮されているような状況が影響しているようでございます。そのようなところで、今後に向けてまた検討をいろいろしていきたいと考えてございます。以上でございます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。特老の関係は最も必要とする方たちが多い部分でございますし、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思います。以上で質問を終わります。

○西村委員長 次にご質問のある方、どうぞ。小高委員。

○小高委員 お疲れさまでございます。小高でございます。私からも何点かお伺ひしたいと思います。

資料No.6の14ページの国保の関係のところから何点かまずお伺ひをしたいと思います。改定案としましては11.04%ということで、2桁の引き下げということで、これまで市民の方々からも声がありましたけども、そういった点ではそういった幅の引き下げになったのかなというふうには感じておりました。それで、先ほど土見委員のほうも16ページの見通しの関係のところできまざまご質問なさっておりましたけれども、今後の5カ年、あるいは3カ年とい

うところでの見通しの関係については、先ほどお伺いをいたのですが、これまでさまざま議論の対象になっておりました県の一本化との関係で、例えばここに納付金の額の見通し、あるいは県支出金の見通しということで、歳入、歳出が載っておりますけれども、そのあたり、ある程度当局として、本算定はまだ出ていないものの、一定現実に近い数字というのが出てきたのかなというふうには思っておったんですが、そのあたりについてもう少し詳細なご説明をいただければと思います。

○西村委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 資料No.6の16ページでございます県の支出金及び事業費納付金のことについて、詳細についてご説明させていただきます。

まず、歳出のほう、国庫事業費納付金の額でございます。平成30年度以降約15億円程度が続いています。これは、被保険者数が減少傾向にありますので減額傾向にはありますが、これ1人当たり納付金額というものを算定した上で1人当たりということで掛け算しますので、医療費の伸びより被保険者の減少率が高いというふうに私どもでは見積もっておりますので、このような金額になっています。そもそも論として、この約15億円という金額はどこからかということになりますが、これは宮城県で試算いたしました第3回試算の金額をもとに、その後幾つか提示されております補助金関係、明らかになった補助金関係等を踏まえまして、私どもで独自に算定した結果、この金額になるであろうということで納付金のほうを算定させていただいております。

2点目でございます。県の支出金のほうでございます。平成30年度以降、特に平成30年度から44億円に跳ね上がっておりますが、これは、これまでは単純に事業の運営に必要な県の補助金だけが来ておったという状況です。平成29年度まで。例えば平成29年度想定ですと3億7,500万円となりますが、平成30年度以降につきましては、この制度改正の最も目玉でございますけれども、市町村がお支払いする医療費につきましては、都道府県、本市でいいますと宮城県になりますが、宮城県が全責任を持って全額を負担するという構造になっています。これまでですと、市町村運営単位ですと、足りなくなったら増税する、あるいは基金を取り崩すということになりますが、一定額の基準にのっとった納付金を納めていれば、こちらの交付金につきましては、かかった医療費は全額交付されるという構造になっております。したがって、まず歳出のほう、医療費の伸び率というのは私どもではある程度算定しまして、この額を踏まえまして、この額が全額来るということになっておりますので、それを踏

まえた額で計上しているという内容になっています。こちらのほうも若干ずつ減っているという状況にはなりますが、これも、先ほど申しあげましたとおり、1人当たりの医療費は約2%程度は伸びるかなというふうには捉えておるんですけども、被保険者の減少率はそれを上回るということになりますので、総金額ベースでは減少傾向にあるという流れになっております。よろしく願いいたします。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。なかなかそのあたりの考え方といいますか、まだこうそれなりに本算定額が出ていない中で、はっきりしてこない中でなかなか難しいところもあるなというふうには思っておったんですが、そういった状況の中で、この3カ年、あるいは5カ年というところで基金の取り崩し含めて見通しを示されておりますけれども、一方で、市民の方々の中からは、やはり先日ありました報道でのいわゆる大幅な引き下げというような試算結果が、新聞報道でも流れておまして、そのあたりで塩竈すごいねと、基金使わなくても値下げしちゃうのなんて、そんな話もあったものですから、そのあたりうまく考えていかないとさまざま難しい点も出ていくのかなと思っております。そういった状況の中で、果たしてどこまで基金というものが取り崩されていくのか、あるいはその見通しの中でふえるかどうかというところもありますけれども、その点については、今後今回の引き下げ幅を踏まえてその推移というところを見ながら今後の議論になっていくのかなというふうに思っております。これについては以上で終わります。

続きまして、地域医療介護の関係は、先ほど阿部委員のほうでお聞きになっていただいたので、そこは飛ばして、56ページの障がい者自立支援電算システムの改修についてというところで何点かお伺いしたいというふうに思います。

それで、ちょっと、ざっとこの間さまざまご説明をいただきまして、なかなかちょっと私の中で整理がついていない部分があったんですが、このシステム改修の内容としては、日本年金機構等との情報連携の対応と。2点目に障害者総合支援法への改正への対応ということで、この2点に関して対応をするために障がい者自立支援電算システムを改修するという捉え方でよろしいですね。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 今回の改正につきましては、3点ほどありまして、まず大きく分けると、(1)と(2)・(3)に分かれるような形になり

ます。まず1点目の(1)の日本年金機構等との情報連携につきましては、情報連携するための、こちらに記載のとおり、レイアウトの変更が必要になってくるといった内容がまず1点でございます。もう一点目のほうが(2)と(3)なのですが、まず4月に始まります総合支援法の改正に基づきまして、システム、こういった記載のと通りの改正内容にも対応できるようなシステム改修、ちょうどうちの塩竈市のほうで使っております障がい者自立支援電算システム、こちらのを来年4月のに適用するようなシステムに改修するものでございます。またあわせて、来年4月からサービス等の報酬改定、福祉サービスの報酬改定が見込まれておりますので、その単価が変わりますので、その単価の部分を改正といった内容となっております。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 失礼いたしました。ちょっと私の聞き方がちょっとあれだったんですけども、今の点は、1番目の日本年金機構等との情報連携という観点で見たときに、その年金機構との情報連携を行うために、障がい者自立支援電算システムが一つは改修されると。というのは、一つには、総括質疑でもあったかと思うんですが、いわゆる障害者年金だとかそういったやりとりの関係の部分にかかってくるものなのかどうなのか。今ちょっとそこが分からないということだったんですけども。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 日本年金機構等と載っているんですが、例えば共済組合とか全ての保険関係の連携という形になると思うんですが、具体的に言いますと、例えば年金機構を例にとりますと、年金機構で情報関係ですね、どの方がどのくらいといった部分の情報がまず本体として、本番用のデータとして持っております。塩竈市は持っております。ただ、それを直接やりとりしますと、後でいろんな問題とかあった場合に対応できないということで、原本はそれぞれの塩竈市、あるいはこちらの年金機構、あるいは共済組合とか、そういった部分で持っているような形になります。情報をやりとりするのは、それと全く同じデータである副本と言われているデータでございます。その副本をお互い情報連携を行いながら、必要なデータをお互い、今までは申請して、例えば障害関係で転入していただいたときに添付書類としてこれまでの年金情報を提出してくださいといったものを、提出を省略するような形で直接うちのほうから照会をかけられるといったような内容の改修を行うと。そのために今回プログラム変更を行うといった改修の内容となっております。

す。以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 なかなか難しいお話だなというふうに思っておりますが、ちょっとこの電算システムの改修というところから少しもっと全体的な話になってしまうんですけども、いわゆる情報連携というところ捉えたときに、非常にこれまで課題が山積していた部分があったのかなというふうには捉えておりました。さまざま調べてもいたんですが、いわゆるデータの標準レイアウト、これまでそこも整っていないためにさまざまな部分で登録ができないとか、今回、障がい者自立支援の電算システムということでありますけれども、この間、例えば介護にしても後期高齢者医療にしても、国保等さまざまな部分でこのレイアウトというものがいろいろ引っかかっていたというようなお話もお聞きしておりました。その中で、今回のこの出てきた議案の中身と直接どうこうということではなかったんですが、いわゆる年金機構という部分で見たときに、といいますか、このマイナンバー制度のさまざまあった中で大きな懸念の一つとして、我々はこの間、いわゆる一つには情報漏えいという部分がやはり一つ大きな懸念であったということもあったわけでありまして、そういった点でこうした形で情報連携が今後行われていくというところについても、やはり大きな懸念がある、そしてまた、そういったところが市民、国民の皆さんになかなか通知されていないということも踏まえて一定懸念を持っているというのは今現状のところであります。そういった状況の中で、その情報提供ネットワークシステムを本格運用させていくというような中で、この年金機構そのものが125万件ですか、情報流出を以前2015年にそういったことを起こしてしまったということで、そのことも踏まえて、この間、この情報連携というものがおくられているというようなこともお聞きしておまして、その点について、どういった形でその安全が担保されるのかと、あるいは情報連携を行うことによってどういったリスクがあるのか、そのリスクにどういった対処をするのかと、そういった点がなかなか我々としてもつかめないといいますか。その中で、こういったものが出てきた際に、果たしてどうすればいいのかということと考えますと、なかなかちょっと今今の時点で、はい、オーケーですというふうにはお答えしにくいというふうに思っておりますが、その、いわゆる情報連携を行うに当たって、あるいは今回のレイアウト適用なので、なかなかその中での対策云々ということをお聞きしても難しいのかも分かりませんが、その辺についてももしご存じのことがあればお聞きしたいというふうに思うのですが。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 情報連携につきましては、こちらのほうに記載のとおり、平成30年7月に改修する予定で行っております。そのために、今回補正を行うのは、今年度分の改修のみということで、あとは改めて来年度、また別な形で確認をしながら、情報をやりとりしながら、そういった安全性を確保しながらできるのかどうか含めてやっていくような。第1回、第2回、何回も重ねながらプログラム変更していきながら、年金機構との情報が正しくやりとりできるのかといった部分では、何度も確認しながら行っていくという、安全確認含めて行っていくといった見通しになっておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 かなりお答えしにくい質問をしたかなというふうに思っております。やはり、国だったり年金機構の問題というところが、私どもで捉えている主眼の部分ですので、そのあたりについて、そのあたりの詳細の説明等なかなか難しい部分があるんだと思うんですが、そういった中で、じゃあ、今今市民の皆さんの抱えている不安というものに対してなかなかお答えできないのは、ちょっとこれは難しいのかなというところが現時点だということを申し伝えておきたいというふうに思います。

続きまして、57ページ、次の隣のページになります障害児通所給付費の関係でございますが、先ほど土見委員のほうからも質問がございました見込み数に対して非常に現在の部分で増減、非常にふえているというようなことがあります。その中で、3番目の障害児相談支援、2倍とまでは行かなくても、かなり多くの見込みよりも増加をしたというふうに見受けられるんですが、この障害児相談支援というのは、主にその数の中で、こういった事情と申しますか、そういった方々が主に来られていたのか。差し支えない範囲で結構ですのでお教えいただきたいと思っております。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 障害児相談支援につきましてご質問いただきました。これにつきましては、年度当初95件だったところが、実際今現在では162件といった内容となっております。具体的には、相談支援というのは、計画をつくったり、それぞれの相談を受けながらやっていくところなんです。これまで、ここで作るに当たりまして、セルフプランといった形で自分自身で結構つくっている部分があったところなんです。

が、それを事業所のほうで、介護でいうとケアマネージャーのようなプランをつくってくれる方ですね、その事業所のほうにお願いするといった内容になっていまして、これを私たちとしては、少しでも多く事業所のほうにちゃんと専門の方がプランをつくっていただいと
いう形で進めておりまして、その中で件数がどんどんふえていったと。あともう一つは、発
達障がいですね。発達障がい関係の方が大分相談に来るような形になりまして、その方の支
援といった形でプランをつくる機会が多くなったといった形になっております。以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。まさに、先ほどおっしゃられました発達障がいの部分につ
いて、ちょっとお話をしたいと思いますが、先ほど土見委員がおっしゃりましたとおり、発
達障がいの方々、今どんどん数のほうがふえているという中で、これまで私どももさんざん
申し上げてきましてけれども、いわゆる発達障がいというものを親御さんにどう捉えていた
だくかというところも含めて、一定進捗するのかなというようなものもあります。なかなか
発達障がい、さまざまな程度がある中で、うちの子はどうなんだろうとなったときに、もし
かすると発達障がいかもしれないとなれば相談してみようというようなところが、いわゆる
早期の療育につながっていくというところがやはり必要なことだと思いますので、そうい
った点では、この体制というものは非常に今度大きくなっていく部分があるんだろうなとい
うふうに感じております。そういった中で、当然その早期の療育支援を行うことで、社会にい
かに無理なくフィットしていくかというところがやはり大きなものがございますので、その
点についてはしっかりやっていただきたいということをお願いをしたいと思います。

それで、続きまして、あと2点程伺いをいたします。

ちょっと整理がつかないので先に行きまして、70ページの塩竈市障害児通園事業施設のとこ
ろの、ちょっと気になったことだけ1件だけ、どこかでもしかするとお話されていたかも分
かりませんが、この選定委員会の外部有識者の方はどういった方だったのか、もう一度お答
えいただきたいと思います。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 外部有識者につきましては、利府支
援学校の先生でございます。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。一定専門的な知識を持っておられる方ということで、やは

りそういった方々の目でしっかり選んでいただくということが非常に重要なことかと思いますので、その点についてはよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ちょっと資料がかわりましてというか、災害援護資金貸付金の補正の関係で、今回の議案の中とはちょっとずれるといたしますか、もっと大きな話になるんですが、今回は当初の見込みに対して一定少ない中での減額ということになっておりましたけれども、この災害援護資金貸付金全体で見たときの貸し付けの返済という部分が今非常に気になっておりました、総括質疑の中でも伊勢議員に対し市長からご答弁いただいたというようなこともありました。塩竈市のほうですと645件でしたかね。たしか645件、総額で16億円でしたかね。歳出で見ますと資料No.5の12ページのところです。2,530万円ということで、災害援護資金貸付金の減額補正が出ております。その関係で、ごめんなさい、ちょっと資料がなかったのもう一度件数、金額をお聞きしてもよろしいでしょうか。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 災害援護資金貸付金の今の現状でございますが、貸し付けにつきましては645件、9億2,938万円ほどお貸ししている状況でございます。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 大変失礼をいたしました。そういった約9億円という非常に大きな金額を今貸し付けということになっているわけでありまして、総括質疑の中でもございましたとおり、その返済というところで、6年間の据置期間、その後7年間かけて返済をしていくというようなことで、平成29年、今年度6月、7月あたりにはもう据置期間が終了いたしました、言ってしまうと返済期間の第1期目といたしますか、そういった部分がもはやスタートしているというような認識でとらえております。それで、ちょっと気になるのは、市長のご答弁の中にもあったんですが、7年間で7分割して返済をしていくというようなことになったときに、例えば最大で350万円ほどお借りしている方もおられるかと思うんですけれども、これを7年間で返すというような考え方をしたときに、もはや返済期間をスタートしているわけですが、その第1期の返済の最終日が来年度の7月にやってくるということで、その段階で、350万円の7分の1、50万円をその時点では一括返済をしないと、もはや延滞金がこれは発生してしまうというような考え方でよろしいでしょうか。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 はい、そのとおりでございます。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 そうなったときに、災害援護資金の貸し付けを受けられた方が7年間で返済をするに当たって、7分割とはいえ一回で最大で50万円という金額を果たして返済していけるのかどうかという危惧もありまして、その中で、7分割のほかにその7分割の1年間、7分の1をさらに分割をしていくというようなことが、これも事実上必須になってくるのではないかとというふうに考えておりました。その点について、市の返済の仕組みとして、そういった制度といたしますか、そういった点があるのかどうか、改めて確認をさせていただきたいと思えます。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 総括質疑でもお答えしたところなんですけど、先ほどお話があったとおり、6年間据え置きが終わりまして7年間でお返しすると。本市の対応なんですけど、その据置期間が終了する3カ月前に文書で据置期間の終了の通知等、あと償還の状況表、今借りている状況ですね、あと、返済計画の中身についてお送りしているような状況です。それがまず第1案でございます。その後、通知した方に対しまして、お電話をかけさせていただきます。申し込みしたときに電話番号等を記載しておりますので、その番号に電話をかけて、今後の返済期間についてということでご相談を受けております。その中で、やはり1回では返せないといった方につきましては、1年後の返済日の前であれば遅延金がかかりませんので、そういった形で毎月での分割も可能だという形で、うちのほうとしては、相談を受けた場合はそのような対応をしているような状況です。中には一括で少しでも借りる期間がおそい方がいいということで、遅延金が発生しない時期に償還します方がいらっしゃいますので、その辺は随時対応しているような状況となっております。以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。その年内であって、その中で相談があれば分割等にも応じていただけるということで、ぜひこれは、積極的にそうしなさいということかどうかは別として、ぜひそういったことが使えますよということではお知らせをいただきたいというふうに思います。やはり、年の最後いきなり50万円ということではなかなか難しい部分、返せる方はもちろんいいんですが、そのあたりちょっとそれぞれの事情をよく捉えていただいて、

そのあたりしっかりやっていただきたいというふうをお願いをしたいと思います。非常に、聞いたところによりますと、神戸では非常にもめたということもお聞きしております、最終的に納付率が8割ちょっとでしたかね。最近ようやく負の処理をしたようなお話も出ておりましたけれども、何分額が大きい貸付金ということになりますので、そのあたりをそれぞれに実態に寄り添いながらやっていただければなというふうに思います。私の方からは以上で終わります。

○西村委員長 ほかにありますか。菊地委員。

○菊地委員 私からも質疑させていただきます。まず、質疑というよりも、国保の引き下げにつきましては、住民から出されました請願、審査の成り行きを見ていて、行政側が素早く引き下げに応じてくださいましたことに心より感謝申し上げます。ありがとうございます。その点に関しまして、住民の意見をいかに行政に伝えるかという、我々議員として力不足だったかなという思いがありますが、市長の心温まる決断で引き下げを今定例会に提出していただいたということには本当に敬意を表します。私的に言うと、やっぱり議会力、議会の力、委員会力というのはやっぱり住民の声をいかに行政に反映するかというのが一番大事なことじゃないかなと私は思っていますので、今後もそういった住民の声を届けていきたいと思っています。

それで、資料No.6の16ページの中で一つだけ聞きたいんですが、基金残高が3億2,700万円になるんだと、平成34年度。でも、この数値を見ると、先ほども小高委員と皆さんが質問されていましたが、保険給付費は緩やかに落ちていっていると。その理由として人口減少がありますよというふうな説明がありました。でもやっぱりそういった中で、いろいろ工夫されてこういった計画表をつくってもらっているんですが、私は逆に高齢化が進んで、逆に医療費が上がるんでないかなとその辺の心配をするんですが、やっぱり高齢化に伴う医療費が上がる以前に人口減少のほうが比率が大きいのかどうか。その辺だけちょっと教えてください。

○西村委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 被保険者の減少率より、高齢化に伴う医療費の増大があるのではないかというご指摘でございます。確かに、委員ご指摘のとおり、ただいま戦後のいわゆる団塊の世代の方々が今、前期高齢者いわゆる70歳に差しかかりつつあります。ご指摘のとおり医療費は増大しつつありますけれども、本市のほうで試算しましたこの内容につきましては、平成27年度のいわゆる「高額薬」が1錠8万円、10万円するという、ああいった伸び

率のときは別としまして、約3%前後というふうには捉えておりました。ただ、今後はそういった方々、後期高齢者、先ほど団塊世代の方々が今後後期高齢者に移行するという流れもありますので、医療費については余り高どまりの水準で見通しをしますと、今度は後々決算を踏まえたときに、実はこれだけ、変な話ですが、余りました、基金を積み立てますというふうになりますので、これまで平均値を踏まえて計算しておったというところがございます。なお、ご指摘のとおり、被保険者の減少率については3%から4%程度減っていく。塩竈市の人口はほぼ横ばいとは捉えておりますけれども、そういったことを踏まえての収支見通しというふうに立てさせていただいております。よろしく願いいたします。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。事務方の方が一生懸命国民健康保険事業に取り組んでいただいて、いつも大変な事業運営をなされてきたんですが、そのご努力によって収納率の向上とかそういうのがありまして、志子田議員なんか12カ月払いにして払いやすいようにとか、そういった努力がもろもろになってこの結果が出て、いい結果が出ているのかなと思っていますので、今後とも安定した保険事業をなされまして、住民の健康を守っていただきたいと思っておりますのでよろしく願いしたいと思っております。

次に、確認をしたいんですが、先ほど障害者自立支援の収入の部で、資料No.5の4ページで災害救助費と書いているんですが、課長、たしか災害援助費と言ったんですが、どっちが正しいのですか。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 こちらに記載のとおりが正しいですので、救助費が正しいということになります。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 救助と援助では全然違うなと思ったんで、その辺ちょっと確認させていただきました。大勢には影響、一文字でないよというんであればそれでいいんですが、意味が全然、援助と救うのと違う。ある程度の意味は分かるんですが、分かりました。ありがとうございます。

続きまして、資料No.6の55ページ。これでちょっとお聞きしたいんですが、1事業者ということなんですが、どこの事業所なのか。そして、古い施設なのか、それとも新規の事業所なのか全然わからなくて、国からお金が出るからいいんだよといっても、やっぱり回り回って

どこの事業所なんだかくらい説明してもうと、古い事業所なのか、建物が、施設が。それとも新規でやる事業所なのか、その辺ちょっと教えてください。

○西村委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 失礼いたしました。55ページのスプリンクラーの整備事業所でございますが、今回整備いたしますのは、居宅介護の松ぼっくりでございます。このスプリンクラーの整備は平成27年に法令改正がございまして、大きな施設は以前からスプリンクラーの設置義務があったわけなんです、小規模の施設が対象になってきたという経過がございました。そのときに、更新の場合ですと認知症のグループホームが4施設、それから小規模の多機能型の事業所が今回の松ぼっくり、既存の施設でございますが1施設がございました。当時既に整備されているところもありましたので、未整備のところの1カ所が昨年、オリーブというところがグループホームで整備をしまして、今回松ぼっくりが整備をされるということで、今年度末までに整備が全部整う状況になります。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。今年度でその小規模関係のそういった安全政策のスプリンクラーとかは全部設置済みになるということなんですね。そうすると、安心して利用できるというふうなことでよろしいんですね。

○西村委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 はい。既存施設で対象になるところは全部これで整備が整うことになります。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 大変よかったと思います。出すとき、やっぱり事業者名ぐらい書いてもらおうと分かるんで、我々補正予算にしたって、例えば500万円何がし認めるんだよといったって、国のお金だからどこでもいいのさではなく、やっぱり塩竈市内の事業者名、ここですよというふうに分かるように今後資料のほうをお願いしたいと思います。これは要望しておきます。

あともう一点、資料No.6の69ページ。さわおとの森なんですが、本当に指定管理から何からいいなと思って。ただ、お聞きしたいのは、この認定NPO法人さわおとの森、経営状況を見ると、この8番の財務状況を見ますと結構裕福なのかなと思うんですが、経営状況は安定していいんですね。それを確認。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 経営状況につきましては、私も決算書等を見させていただいて中を確認して、あとヒアリングとか伺いながら、その中で大丈夫というふうに判断しております。また、最近過去3カ年連続していろんな障害施設を建てているところでして、そういった中では、財政的には今はちょうど苦しいところかなというお話ではあったところなんですけど、収支状況を見ますと安定していますので、大丈夫だというふうに考えております。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 安心しました。というのは、71ページにただあるんですが、ここで自主管理評価というのがどういう見方をすればいいかわからないんですが、獲得点が18で3.6点。だから、そうすると、ここに働いている方々のやっぱり就労している方の安定した手当というか給料というのが、それも十二分に出されているのかなと、この表から見ると余り思えないのね。だから、安定した経営がなされているのであれば、やっぱりそこに働いている人たちの手当なり何なりもリードするような、この地域にある福祉施設で働いている人たちのリードするような給与体系になっていけばいいなと思うんですが、そこまでは行政は立ち入れないんですか。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 細かくまではちょっと立ち入れないという部分なんですけど、私も事業分析したところ、こちらさわおとの森のうちのひまわり園につきましては、大体83%ぐらいが人件費というふうになっております。また、職員の中の非常勤がいらっしやなくて、全員が職員だといった経営状況でありますので、そういった部分では適切に、実はほかの同じような施設の財政分析も私したんですが、やっぱり80%から83%ですので、ほぼほかの事業者と同じような形で経営は行われているのかなというふうに判断しているところです。以上です。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。それで、先ほど小林課長、いろんな事業を展開しているんだと。その中で、いつも心配しているのが親亡き後の問題で、そういった施設運営関係も手がけていく方向性なのか、いや、それはそれで全然別ですよというのか、その辺の何か委員会にお知らせできるようなことがあれば説明していただくと助かるんですが。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 資料No.6の69ページに、これまでの主な経過の中に、平成29年7月に地域拠点センターふきのとうを開設したといった記載がございます。これは、要するに、今委員がおっしゃるとおり、親亡き後の対応ということで、具体的にどんな対応があるのかといいますと、最初は登録制度といった形なんです、事前にそういった一人親の方、障がい児の世帯の状況を見まして、例えば親が1人しかいなくて身寄りがない方等につきまして、事前に登録制度というのを設けております。その登録制度で登録されている方が、例えば親の方が亡くなられた、あるいは入院したといった場合は、24時間対応でそのお宅に駆けつけるような形になっています。その後、その施設のほうで一時的に24時間預かっていたで、預かっている間に次の施設等についての対応をとということで、親亡き後の対応としてこちらの施設のほうは開設されているといった状況となっています。以上です。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。6の主な実施事業の中の(2)で、障害者(児)の家族等の支援を行う事業と明記されていますよね。ですから、こういった意味で、多方面にわたる障害者福祉、いろいろ今後整備されていくと思うんですが、障がい者、そして家族のための事業拡大というのを推進してもらうようお願いしていきたいなと思っております。今聞いたら、一時的に24時間するんだと。そして次の行く場所を探すんだというふうな説明ですが、やっぱりこの二市三町の近くに、二市三町内にあればいいんですけども、そういった施設にまで拡大して行ってほしいなと、そういう希望がありますので、ぜひともそういった方向性で進んでいただければなと思いますのでよろしくお願いします。

最後になるんですが、全般的な話で申しわけないんですが、今回総括質疑なり市長の12月定例会についての提案の理由に、いわゆる決算に向けての整理だよということで、今回マイナスの補正予算が示されました。ただ、一般会計で約25億円ですか、そして特別会計で11億円だと。その中で、企業会計である病院関係あるのかなという思いがあったんですけども、今回なかったの、また2月定例会あたりに小幅な補正なのか大きく出てくるか、その辺は分からないんですが、その辺の委員長のお許しがあれば、せっかく部長が来ていますので、状況をちょっとお聞きできればなど。

○西村委員長 議案に関係ないです。

○菊地委員 ないですか。全然上がってきていないから。全然決算に向けた手続きをしていない

という認識でいいんですか、じゃあ。

○西村委員長 一応、議案に関係ないという部分だったものですから。

○菊地委員 せっかくだから、議案に載っていないからというんなら、出されたものだけが審議
というか、いろんな意味で行政全般にわたって心配しているものですから聞きたかったんで
すが、議案に載ってないというんであれば仕方ないかなと思います。以上で終わります。

○西村委員長 申しわけございません。ありがとうございました。浅野委員。

○浅野委員 私は少な目にお聞きいたします。資料No.6の57ページ、障がい児の通所給付費なん
ですが、今回、各委員がおっしゃったように、見込み数が1.5倍ふえているという状況の中で、
これは、どの時点で、申請があった時点でとか、もちろん通う時点になってからの給付だ
と思うのですが、これからの子供のことは出産から育児に関して、包括支援の流れを
本市でも組んでいくと思うんですが、そういった時点で予測とか、また出産から育児、また
データとかそういったところも、関連とか、また情報交換というのはないのでしょうか。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 現状をお話ししますと、まず基本的
には3年計画である程度これまでも計画見込みをもとに予算要求をしていたところでござい
ます。ただ、今回につきましては、去年の今ごろになるんですが、平成29年度の予測を立て
たところ、その数字をちょっと上回るような現状としては相談、あるいはそういった発達支
援等の事業が行われているといった部分で、ちょっと予算が不足したものですから、今回補
正を行ったところでございます。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 分かりました。あと、先ほど説明の中に、障害児の相談支援、各事業所にと
うことで、今、放課後の子供たちの居場所がいろいろこういった障がいの子供たちにとって、特
に発達障がいの子供にとってはあると思うんですが、そういった事業所での相談に対しても
こちらのほうで予算を立てているということで考えてよろしいのでしょうか。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 先ほどお話しした相談支援事業の
内容でございますが、福祉全般、あるいは養育相談、あるいは在宅での障がい者への訪問相談
等についてご相談いただいていると。そういった内容についての全般的なご相談の内容の事
業というふうになっております。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 済みません。ちょっとよく理解できない。それは、うちのほうの保健師とかが伺っているのですが、そういった意味ですか。それとも各一般の民間の事業所も含めてということなんでしょうか。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 大変申しわけございません。その事業については給付費で行われていますので、相談事業所がありますので、主に5つの相談機関が市内にございますので、そちらのほうでの給付費ということになります。あと、保健師については、給付費ではありませんので、ちょっと含まれないといった形になります。以上です。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 分かりました。5つの事業所に対してですね。それは、相談された方が申請するというのでしょうか。ちょっと細かくなって済みませんが。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 一般的には、多分、直接事業所のほうに行くということはほぼないと思いますので、一度塩竈市の生活福祉課、あるいは保健センター、あるいは関係機関のほうの市のほうに言っていただいて、あとそちらのほうからつなげるような形で行っているような状況となっています。以上です。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。それで、私のほうも、さわおとの森の関係でお聞きしたいと思うんですが、資料No.6の69ページですね。それで、評価がさまざまあったんですが、ここで、これまでも利用者の方がたくさんいらっしゃると思うんですが、そういった利用している方のお声というのは、具体的にはどのような声が上がっているのかお聞きしたいのですが。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 利用者の声ということなんですけれども、利用者の方々等、あるいは施設のほうと年に1回会合を行って、ご意見をいただきながら行っております。また、さわおとの森におきましても、放課後デイサービスのほうなんですけど、アンケート調査を行いながら、満足度、あるいは意見をもらうような形で考えてい

るような状況となっています。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 その中から例がありましたら教えてください。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 大変申しわけございません。一番やっぱり大きいのは、やっぱりちょっと施設が狭いといった部分で、利用定員が先ほどご説明したとおり法的には10名、実質的には十二、三名利用しておりますので、もうちょっと利用できないのかといったような声がございます。現状としましては、市内では40%の方がひまわり園のほうに通ってしまっていて、その残りの60%の方については市外の施設のほうに通っているといったような状況となっております。以上です。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 当然、そういった中で、満足度の声が高いと思うんですが、以前のひまわり園ですと、母子ともに通所しまして、その中で見守りといいますか、居場所づくりを行ってきたというのが現状だったので、今回このような状況になって、療育機関であるさわおとの森がかわりになって、子供たちのそういった発達障害における状況が好転しているようなこともお聞きしているんですが、具体的にどういったような状況なのかお聞かせください。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ひまわり園の状況なんですけれども、職員が8人ほど配置されていまして、具体的には保育士、あとは看護師、管理者、あるいは指導員ということになっているんですが、そのほか専門職の方が月1回、あるいは何回か来まして、その中で、言語聴覚士ですとか専門の方について動作確認とか、そういった専門の指導が行われているといったお話は聞いております。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 分かりました。概ね好転していると私たちも聞いておりますので、もう入所を希望の方が多いいのかなと思ってはおりますが、今後とも子供たちの安全そして療育の効果がより図られるような運営をしていただければと思っておりますので。私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○西村委員長 ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

それでは、暫時休憩いたします。

午前 11 時 54 分 休憩

午前 11 時 55 分 再開

○西村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。採決は分割で行います。

まず議案第67号、第75号、第79号について採決いたします。

議案第67号、第75号、第79号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村委員長 挙手全員であります。

よって議案第67号、第75号、第79号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号について採決いたします。

議案第70号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村委員長 挙手多数であります。

よって議案第70号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 56 分 休憩

午前 11 時 58 分 再開

○西村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第5号 国保財政調整基金を使って、国民健康保険税の大幅引き下げの決議を求める請願を議題といたします。

これより質疑を行います。各委員のご発言をお願いいたします。委員どうぞ、ご発言のほどよろしくお願ひします。菊地委員。

○菊地委員 先ほども委員会審査の中で申しましたとおり、大幅な引き下げが行政の力によって

なされるということなんで、これは評価したいと思います。ただ、住民から出されてきたこういった請願ですね、それを皆さんどう思っているか分からないんですが、わたしはやっぱりこう住民の声を誰が届けるのかなと。6月、9月の委員会審査のやりとりを聞いていると、皆さんお金の心配をしたりどうこうはあるんだけど、まずは住民の声をいかにスピーディーに届けるのが必要かなという思いをしていました。ですから、ここに出されている請願は、決議を出すんだよというのであれば、考え方として、住民の声を届けるのであれば出していくのも一つの筋かなと思っております。やっぱり、議会力、議員力、やっぱり住民力というものをが合わさって、我々の住んでいる地域が本当に住みよい町にするためには、やっぱり、その住民力、議員力、議会力というものを大いに発揮して行政に物申すという二元代表制としての役割というものを果たしていかざるを得ないんじゃないかなという、そういう思いでおります。いろんな考え方があると思うんですが、私はそういう考え方の一点張りですし、この請願がもう同時進行というか、行政側が進むというわけですけれども、無駄ではなかったのではないかなと思ってますし、紹介議員の皆様方の熱意あふれる請願に対しての説明も、私は十二分に理解をしていましたんで、高く評価をしていきたいなと思ってます。この内容についてどうのこうのと言うのではなく、議会全体、議員一人一人の考え方、行動力というものを今話したわけですが、それに尽きるのかなと思ってますので、あと、皆さんの意見を聞きながら議論があれば議論したいと思います。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 今回、タイミング云々というのがあったかと思うんですが、この間の請願審査の議論の中で、一つには決算の状況と、さらに一つには検討委員会における動向というところが一つは大きな主眼で議論されてきたのかなというふうに思っておりました。ただ、その状況の中で、私自身どのように論点を整理してきたかと申し上げますと、県の部分に関しましては、当局のほうではなかなか慎重にといいますか、決定事項というかそういうものを持っての動きだったようには見えましたが、我々というか、私自身独自に県のほうに調査等をかけまして、今回その納付金の試算等含めて一定傾向といいますか、そういった中でつかんだ上で、この間、ぜひ引き下げるべきだということで主張してきたということもございます。それと、決算の関係にしましても、本会議の前段階での民生常任委員協議会で一定示されてきた部分だとか、そういったところを勘案しながら、今回の基金というものを踏まえて引き下げるべきだということで、私自身考えておりました中で、この間、6月、9月と継続

になってきた中で、どういった考え方をすればいいのかなというふうに思っていたんですが、やはり、請願者の方々、紹介議員の方々、その方々から出された思いといいますか、そういった部分を我々がどう受けとめるかということであろうというふうに思いますので、私としては今回でぜひというところをお願いしたいなというふうに考えております。以上です。

○西村委員長 ほかにございませんか。阿部委員。

○阿部委員 国保の財政ですね、国民健康保険税の大幅引き下げということで、これは、どなたもこれにどうのこうのということもございませんし、私たちも下げることには賛成でございます。しかしながら、県が窓口一本化ということを施策の中で打ち出してきました。そうしまして、塩竈市が基金をたくさん持っているから下げなさいということで、分かるんですけども、県の一本化がどういうふうに進んでいって、私たち塩竈市として残すべき基金はどのぐらいの額なのか。それから、皆さんにお返しできる、あるいは下げられる金額はどのぐらいなのか。そういったこともほとんど分からないままにこれを決定することは、私たちとしては逆に躊躇したわけです。正直申し上げて、県の試算が全部出た上で、どのぐらいの額が大丈夫なのかということが分かってからでおそくないんじゃないかという判断をしたものですから、請願は継続という形をいたしました。ここに来まして塩竈市が大きな意味で決断をしていただきましたけれども、これはやはり、これから過去も振り返りながら、この先、人口がいろいろ高齢者の増加、そういったことも勘案して、このぐらいなら引き下げられるということで11.04%という線を出していただきました。本当にありがとうございます。本当に、市民の皆さんからのお声も私も聞きました。そうしましたら、下げていただいても後でまた上げられるのは困るから、ある程度しっかりと保障もちゃんと見てくださいということがありました。やはり安定的な国民健康保険税の運営ということを、やはり市民の皆さんも考えていらっしゃるということも私も思いました。今回、決して私たち議員がこれに対して努力をしなかったわけでも何でもありません。しかしながら、こういったはっきりした道筋を見てから決定するということは、むしろ私たちも議会としての責任でもあるだろうということです。それから、国民健康保険税という税なので、納めている方にこういったことが、下げができてくるということで、いろいろな立場の方がいらっしゃいますので、一概に下げる、下げる、あるいは戻るんだということでは、私たちとしては市民の皆さんに誤解を招く部分もあるのではないかという懸念もございました。おかげさまで、でも何とか皆様のご要望を受ける形になりますので、本当にこれはよかったというふうに思っております。以上で

す。

○西村委員長 ありがとうございます。ほかにございませんか。菊地委員。

○菊地委員 今、阿部委員の道筋をちゃんと見てからというんですが、やっぱりそれは、結果を見てから言うんだったら誰だって言えるんですよ。やりましようって。やっぱり結果を見る前に、結果をそういうふうに通くために我々議員は住民の声をどう行政に反映するかではないかなと思うんですよ。やっぱり、財政調整基金が16億円もあつてだよ、その使い道をどうするのか、こうしたらいいんでないのって、住民の声を出してやるというのが一番大事なことじゃないかなと思うんですが、それは、県の報告がないから。方や小高委員のほうは調査して行って調べて自信を持って下げてください。住民の声を届けますって。やっぱりそれが先ほど言った塩竈市議会の力じゃないかなと私は思うんですが。決まったものを出されていたものをはい、賛成です、反対ですだけだったら、住民の声というのはいつまでたつたって届かないんでないかなと私は思いますので、今回賛成してくださるとは思うんですけれども、そういった考え方の違いはあってもいいと思うんですけれども、やっぱりこう6月、せめて6月のときは9月になったら、そして委員会がちょっと変わるかも分からなかったんですが、皆さん民生常任委員会の委員にまたなったということで、私は6月に結論出しますよって。そして、9月に我々委員会が早く出せば、市長がああいう答弁で質問されたんで、下げるかどうかのというのはやっぱり議会の力だというふうに通腕を振って私はいいいんじゃないかと。当局は下げますよと言ったから、我々が言ったんだ何だって言たって、何もただ宣言しただけじゃないのというふうな見方にあるんじゃないかなと思います。リフレームという言葉があります。ものの見方というのはいろんな形で見れると思うんですけれども、私はそういう、ですから、オール塩竈市議会でやっぱりこう決議として、やっぱり9月あたりに出しておけば、我々は住民に向かって、住民の声を聞いたんだよというふうな声を出していいんじゃないかなと。それは当局から下げますよと言われるから、はい、下げて、私も賛成でしたというのはちょっと違うんじゃないかなと、こう思いがしていますので、やっぱりそういった議員力、議会力というものを大事にしていきたいなと思っています。以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。ほかにありますか。（「なし」の声あり）

なければ、暫時休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後0時11分 再開

○西村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○土見副委員長 済みません。タイミング、いつも悪くて申しわけないんですけども、この間、さまざま皆さん議論があった中で、私としてちょっと自分的に総括して考えると、確かにこの6月に受理させていただいてから今日まで、大分半年たってしまったというところ、非常に委員会として行動がおそくなってしまったのは申しわけないなというふうに考えております。その中で、菊地委員のほうから先ほど二元代表制という話があったんですけども、二元代表制としては当局に意見を届ける。言い方としてはそうなのかもしれないですけども、私たちは議会として意思決定をしていく機関であるということを考えると、行政というのはあくまでも執行役であって、我々が意見を決めていく、方向性を決めていくということの中で、ある程度やはり判断材料というものは求めたいと。それにおいて、ちょっと待ちということは私たちとしては言ってきたんですけども、先ほど小高委員がおっしゃられていたように、独自調査を行って、ある程度確証のあるデータを持った上で、自分としては引き上げるほうに賛成していくという意見を出されていたということはお聞きしまして、委員会としては、そのデータがあるのであれば、そこをしっかりと審査すべきだったかなというような、正直、今として振り返るところとしては思っております。

そこを踏まえた上で、今もう一回この請願を見直したところなんですけれども、大分状況というのは変わってしまっているというのが正直なところなんです。大幅引き下げ、実際具体的にこの請願の中でどれほどのことを大幅というのかわかりませんが、今11.04%という引き下げを行う条例が上程されている状況で、今この請願を出されている方々としては実際どうなのかと。もっと下げろという思いでいらっしゃるのか、それでも、いや、一応今回は11.04%下がったからそれでいいのかと。委員会としての行動がちょっとおそくてそうなってしまった部分はあるんですけども、実際そこはどう思っているのかなというのが気になっているところなんです。

あとは、まず、紹介議員にそこをお伺いしたいなということが1つと、あともう1つ懸念点というか、考慮したい点として、我々今回、議案第67号というものを認めているんですよ。11.04%にしろと。もし本来、この大幅引き下げという請願を委員会として採択したいのであれば、議案を否決して請願を通すというのが一つ手段だと思うんですけども。意思表示としては、それも踏まえて、紹介議員のほうから、現状おくれてしまったこと、現在の状況も鑑みまし

て、改めてちょっとご意見をいただきたいなと思っております。

○西村委員長 では、紹介議員の方よりご意見を賜りたいということなので、よろしく、伊勢議員。

○伊勢議員 早朝より審査のほど、大変ご苦労さまです。

請願者のほうの意向としては、請願をぜひ採択をしてほしい、そういうことの意味は確認をいたしましたし、なお、決議についてもぜひ提出をしていただきたいということで意思表示をしていますので、そういう請願者の意図をよくくんで取り扱っていただければというふうに思います。

○西村委員長 曾我議員。

○曾我議員 今、土見委員が私たちに聞いていることは、大幅な引き下げはどれぐらいなんだということなんですけれども、大幅というのは、やっぱり財政全体を見ないとわからないわけなんですけれども、請願者が全部一部始終の財源がわかっているわけではないんです。ただ言えることは、基金が相当たまっているではないかということで、今までも下げてきていただいたけれども、それ以上に基金があると、膨らんでいると。やっぱりそれは、被保険者に還元すべきことだということなので、最大限の努力をしてほしいという思いですから。以上です。

○西村委員長 志子田議員。

○志子田議員 ご審査どうもありがとうございます。

紹介議員の意見もということなので、私からも一言述べさせていただきます。

まず最初に、菊地委員が言われたとおり、6月から半年かかってやっと決まりそうだということについては、ちょっと委員会としては、こちらは頼むほうですけれども、行動がおそいなという感想はあります。それともう一つ大事な案件としては、11%が大幅なのかどうかということですが、これまでの引き下げが3%ととかその辺のところに来まして、平成28年度では6%とありました。11%ということは、これまでの引き下げ率から比べたら相当な大幅な引き下げだというふうには認識しておりますので、そのように理解していただければと思います。どちらにいたしましても、委員会のほうで審査して、そしてそういう意見を上げて、そしてそういうふうになって議会も頑張って国民健康保険税の大幅引き下げに力になったんだという形をとっていただければ幸いです。以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。浅野委員。

○浅野委員 委員の皆さんのご意見を伺いながら、いろいろこの半年間のことを考えておりました。

たが、時期的に平成30年に県のほうに一本化になるということが事前にわかっているけれども、詳細がわからないということで、私たちはおくれたというよりも、慎重に審査をしてきたということだと思います。特に、この国保の財政というのは、特に税金の徴収においても、皆さん命にかかわる部分ですので、なるべく保険税を支払っていく、また徴収のほうでも力を、特に住民税よりもこの国民健康保険税は窓口の負担に大きくかかわってくるというので、市民の方も支払いのほうにかなり努力をされている、またこちらのほうも努力をしているということで、この基金も相当数たまってきているという部分もあったかと思えます。また、塩竈市においては、単なる給付だけではなくて、予防医学の部分にも力を入れてきたということもあり、よその市よりも人間ドックにしましてもさまざまな部分で、脳ドックにしましても取り組んでいると。それで、なおかつ県の中でも第2位の給付があると。高齢化率も高まっていると。さまざまなそういったリスクを私たち議員としては考えられる部分は全て考えて、先ほどどなたかおっしゃいましたが、下げたのはいいけれども間もなくすぐに値上げしなきゃならなかったという、昔そういったことも聞いております。当然市民の方にとってはわずかな税でも下がるのはありがたいけれども、上がるのは本当に懐が痛むということで、かえって大きなご迷惑をおかけしてしまうという部分もあって慎重に審査をしてきたと。ようやく11月になって県のほうもそういった確定的なものが下りてきたという部分において、市のほうは私たち委員会での流れもこれまでずっと見守っていただいた中で、皆さんのご意向を確認した上で、それで12月定例会に早目にこの提案をしていただいたと思っておりますので、私たちにとっては、決してこの半年間の審査が無駄ではないと。特に、結果的には市のほうが11.04%も保険税を引き下げるといふ決断をしていただいたということにおいては、私たち委員会の中の皆さんが一人一人熱心に真剣に審査したことが全てそこに結びついていったんではないかなと思っておりますので、今回、私たちも、請願者の方たちの趣旨を委員会としても皆さん受け入れながら議論してきたという思いでおります。以上です。

○西村委員長 ほかにご発言ありますか。土見委員。

○土見副委員長 済みません、確認させていただきたいことがあるんですけども、請願が2回継続になっているという状況もあって、先ほど述べさせていただいたんですけども、随分これを取り巻く状況というものが変わってきております。既に市のほうで税率の引き下げというも提案がされていて、一応委員会としてはそこに賛成しているという状況を踏まえた上で、この請願というのは、出された当時の背景をもとに審査すればいいのか、今、この状

況を踏まえて、その上でさらに大幅引き下げというところを狙うのか、どっちのもので判断をしたらいいのか。請願の取り扱いの方法なんですけれども、どう考えるべきなのか、これについては。

○西村委員長 請願内容については、もう一度紹介議員の方々のご相談申し上げて、変えていかざるを得ないのかなという部分があります。小高委員。

○小高委員 ごめんなさい。先ほどの、今議案として先ほど可決した11.04%引き下げがありきで、さらにそこから引き下げとしての請願として審査をするという意味での話ですか。

○西村委員長 土見副委員長。

○土見副委員長 そこをどちらでやるべきかというところを今お伺いしたかったんです。この現状、2回継続というものにして、その間に状況というものが変わってきているということで、確かに6月時点で大幅引き下げといえ、今の11.04%も踏まえた15%、16%とかということがこの意図としてあると思うんですけれども、今、我々が委員会として議案第67号を認めた段階では、ここから大幅引き下げと言ってしまうと、またちょっと意味合いというのが変わってくるのかなと思っていて、この請願を継続した場合の背景の取り扱いとかをどうしたらいいのかというところをちょっと、ルール上の問題だと思うんですが、そこを誰に聞けばよろしいんでしょうかね。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 あるべきは、請願者がどういった思いでこの請願を出したかという時点では、やはりその6月時点での健康保険税の税率に関して高すぎるということで、引き下げというところを出していただいたと。その中で、この間、継続、継続ということになってきて、当局のほうから引き下げに係る議案を出していただいたと。あくまでも、それはある意味こっちの都合といいますか、請願者の願意としては、あくまで現時点での税率からの引き下げというところは、それは揺るがないものではないのかなというふうに思うのですが。（「現時点とは」の声あり）現時点というのは出した時点での。その議案で来年4月からの11.04ということではなくて、あくまで請願者の立場に立って考えれば、その現時点での税率からの大幅な引き下げと。その部分の決議を出す際の議論の中で、いろいろ踏まえていけば、そこはうまくつくれないこともないのかなというふうに考えておりますが、少なくとも11.04%からさらに引き下げということでの議論にはならないかというふうに考えております。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 今回の請願事項のところ、いわば、要約すればここですよ、請願事項。塩竈市議会
は塩竈市に対して年間保険税収に匹敵する年間保険給付費の制限に達する国保財政調整基金
を活用し、平成30年の国保税について大幅な引き下げを求める決議を採択することとありま
すので、もうここについて多分土見委員がこのとおりとっては変ですけども、これに近
い部分の大幅引き下げをした現時点において、この請願趣旨がちょっとずれてしまったん
ではないかというような意味合いで、逆に言えば、財政調整基金を活用し引き下げをす
ることにはなったわけですよ。なったわけなんです、そこに対しての請願があくまでも6月
時点だということであれば、これはどういった取り扱いになるのか。それが私もちょっと
その辺が疑問です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 平成30年度という文言が請願に入っておりますので、その点について引っかか
っているんだろうというふうに思いますが、その請願、勝手にあんたがそう解釈しているだけ
じゃないのと言われてしまえばそれまでなんですけれども、現時点から将来に向かって
の国保税を見たときに、現時点で高すぎるということがある話なので、請願は請願として
そのとおりでということ、例えば決議の中で、平成30年度ということではなくて、「適
正な」だとか、そういった言葉を使いながら、その国保税の適正な部分というんですか
ね、その引き下げ方向での適正な部分というものを決議案の中で議論していけばいいん
じゃないかというふうに思います。確かに請願事項に平成30年度と入っているので、そこ
だけを捉えてしまうと難しいものがあるのかもわかりませんが、かといってじゃあそ
れを不採択とするということのほうが私にはちょっとずれているんじゃないかなとい
うことがありますので。請願は請願だと。ただ、現時点を踏まえて決議の中で対処を
するという議論をするのが一番うまくいくんじゃないかなと思います。

○西村委員長 では、暫時休憩いたします。

午後0時27分 休憩

午後0時34分 再開

○西村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言ありませんか。（「なし」の声あり）

なければ質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

請願第5号は採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村委員長 全員であります。よって請願第5号は採択とすることに決定いたしました。

それでは、以上で本委員会を終了させていただきます。

午後0時35分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 西村勝男